

# 富士見町におけるソーシャルメディア利活用ガイドライン

令和2年8月18日 策定  
総務課文書情報係

## 1. ガイドライン策定の目的

ソーシャルメディアとは、情報発信技術を用いて情報を「発信・共有・拡散」できるよう設計されたメディアの総称であり、代表例として、facebook や twitter 等の SNS サイト、youtube 等の動画サイトなどがあげられる。

これらのソーシャルメディアは、すでに国民生活に浸透しており、国や自治体においても利活用が広がっていることから、富士見町においても今後ますます住民との相互関係の構築にあたって重要な手段となることが見込まれる。

一方で、匿名でも利用できることや、不特定多数の利用者がアクセス可能なことから、不正確な情報や不用意な発言等が意図しない問題を引き起こし、社会に対して多大な影響を及ぼす危険性もある。

このことを踏まえ、ソーシャルメディアを安全かつ適切に利活用するための基本事項を明らかにし、利用に伴うトラブルを未然に防止することを目的に「富士見町におけるソーシャルメディアの利活用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定することとした。

## 2. ガイドラインの適用範囲

- (1) 本ガイドラインは、富士見町がソーシャルメディアを開設・運用する場合に適用する。
- (2) 富士見町が関わる事業等で、町以外のNPO法人や関係団体等がソーシャルメディアを開設・運用する場合は適用外とするが、本ガイドラインを参考にすることが望ましい。

## 3. ソーシャルメディア利用にあたっての基本事項

- (1) ソーシャルメディアを利用して情報を発信する際は職員であることの自覚と責任をもつこと
- (2) 地方公務員法をはじめとする関係法令および職員の服務や情報の取り扱いに関する規定等を遵守すること
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意すること
- (4) 発信する情報は正確に記述すること。また、誤解を招くような表現をしないこと
- (5) 意図せずして他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合は誠実に対応すること。また、発信した情報に対し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論を避けること
- (6) 次に掲げる情報は発信してはならない
  - ① 不敬な言い方を含む情報
  - ② 人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報
  - ③ 違法行為又は違法行為を煽る情報
  - ④ 単なる噂や噂を助長させる情報
  - ⑤ わいせつな内容を含むホームページへのリンク
  - ⑥ その他公序良俗に反する一切の情報

#### 4. ソーシャルメディアを利用して富士見町行政に関する情報を発信する際の留意事項

- (1) 富士見町、富士見町と利害関係にある者、団体の秘密に関する情報を発信してはならない
- (2) 富士見町及び他者の権利を侵害する情報を発信してはならない
- (3) 富士見町のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信してはならない
- (4) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに十分留意すること
- (5) 自らは直接職務上に関わらない事項であっても、富士見町行政に関する情報を発信する場合、読み手側は発信者を関係者である職員として認識していること、記述が不正確な場合は行政に対する誤解が生じることを理解し十分留意すること

#### 5. ガイドライン違反への対応方法

ガイドラインに違反する行為があった場合又は違反行為による事故が発生した場合は、地方公務員法などの関係法令、富士見町個人情報保護条例などのほか、富士見町情報セキュリティポリシーなどにのっとり対応する。

#### 6. その他

その他運用に関して必要な事項は、別途定める。